

## ○林業種苗法の施行について

〔昭和45年8月31日45林野造第887号〕  
農林事務次官より都道府県知事あて

最終改正 令和3年6月30日3林整整第319号

林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）は第63特別国会において成立し、昭和45年5月22日付けで公布され、講習会の開催に関する規定等一部の規定は昭和45年6月22日から施行され、その他の規定も林業種苗法の施行期日を定める政令（昭和45年政令第193号）により昭和46年2月1日から施行される運びとなつた。これに伴い林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号。以下「令」という。）および林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号。以下「規則」という。）が制定、公布されたが、本法の運用については、下記事項にご留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

### 記

#### 第1 法制定の趣旨について

林業総生産の増大と林業の安定的発展を図るためには、優良な林業種苗による造林を進めることが必須の要件であるが、特に最近においては国内林業生産の停滞と外材輸入の増大に対処して国内林業の生産力の増強を図ることが強く要請されており、この一環として優良な林業種苗による適正かつ円滑な造林の推進を確保することが急務となっている。

また、旧林業種苗法（昭和14年法律第16号）の制定以来既に30年余を経過し、その間に林業種苗の生産、流通の状況、造林の実施状況その他林業種苗を取り巻く諸事情は著しい変化をみせており、特に林業種苗は産地の表示のないまま取引されるのが通例であったため、最近における造林地の奥地化、種苗流通圏の広域化等に伴い、産地の明らかでない苗木が遠隔の環境不適地に植栽され、あるいは不良な種苗が造林に供される等によって、少なからぬ地域において樹木の成育不良、凍害の多発等の事態が発生している。このような現状に鑑み、優良な林業種苗の質量両面の円滑な供給を確保するため、旧林業種苗法を全面的に改め、林業種苗についての優良な採取源の整備、生産事業者の登録、配布する種苗への産地その他必要事項の表示の義務づけ等の措置を講ずることとしたものである。

#### 第2 本法の対象となる者について

##### 1 生産事業者の範囲

生産事業者とは、有償又は無償で配布する目的をもって種苗を採取し、又は育成する業務を継続かつ反覆して行う者をいい、個人たると法人たるとを問わない。したがって自己の造林の用に供するため種苗を採取し、又は育成する者は配布の目的を欠くことから本法の対象とならない。

## 2 配布事業者の範囲

配布事業者とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を有償又は無償で配布する業務を継続かつ反覆して行う者をいい、個人たると法人たるとを問わない。

## 第3 指定採取源について

### 1 趣旨

優良な苗木は優良な樹木から採取された種穂から育成されるが、この優良な樹木は同一環境条件にある樹木の中から正しい知識、技術基準に従い選定する必要がある。このような趣旨から旧林業種苗法においては行政庁による母樹、母樹林の指定の制度があったが、同制度においては育種により育成された採種園、採穂園の指定が予定されておらず、また極めて厳しい伐採制限を伴っていること等から必ずしも優良種苗の確保のための制度としては十分機能していなかったため、本法においては実用種穂の採取源と、これを確保改良するための種穂の供給を目的とする採取源の二態様を設け、前者は、育種母樹及び育種母樹林並びに普通母樹及び普通母樹林（以下「育種母樹、普通母樹等」という。）として伐採届出制とし、後者は特別母樹及び特別母樹林（以下「特別母樹等」という。）として伐採禁止制としたものである。

なお、林木育種事業は遺伝的に優秀な品種を育成し、事業的規模において林木の品種改良を行うため組織的かつ計画的に実施している事業であり、この事業による採種園又は採穂園は質量ともに将来における実用種穂の主要な供給源となるものであるため、育種母樹及び育種母樹林（以下「育種母樹等」という。）として位置づけたものである。

### 2 指定

(1) 育種母樹、普通母樹等は法第3条第1項の規定により都道府県知事が指定することとなるが、その指定に当たっては、次の事項を考慮するようお願いする。

ア 育種母樹、普通母樹等については、全国森林計画及び地域森林計画を参酌し、各都道府県における造林の見通しに即して今後の造林の推進に必要な種苗を供給するに足る採取源を指定する必要がある。また、自都道府県の種苗の所要量や隣接する都道府県間などの広域的な種苗の流通を念頭に置き、他の都道府県と連携して必要量を指定願いたい。

イ 普通母樹及び普通母樹林（以下「普通母樹等」という。）については、都道府県の区域において自然環境の相違から林木の生育に大きな差異が認められる区域ごとに地帯区分を設け、その区分ごとに今後の造林の動向を勘案して必要量を指定願いたい。

ウ 普通母樹等の指定に当たっては、種穂の採取者の生産活動の便、生産事業者及び造林者の種苗の産地系統の選好性をも勘案願いたい。

エ 育種母樹等から生産される種穂の量は今後増加するので、その増加に対応して

普通母樹等の指定量を調整願いたい。また、増殖した特定母樹（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第2条第2項に規定する特定母樹をいう。以下同じ。）により構成された採種園，採穂園は，育種母樹等に適切に指定願いたい。

(2) 法第4条第1項の規定による特別母樹等の指定については，別途通知する。

### 3 保護管理

法第6条の指定採取源の保護又は管理に関する規定は，通常の森林施業による指定採取源の保護又は管理を確保しようとするものであり，同条第2項の運用に当たっては，保護又は管理に関し通常行われる森林施業の範囲内で適切な指導を行うことにより，育種母樹，普通母樹等の指定目的を達成することを旨とし，育種母樹，普通母樹等の所有者等に対し不当な義務を課すことのないようお願いする。

また，特別母樹等についても，現況の把握に留意し，同条第1項の規定による命令を要する事態が発生したときは，遅滞なく通知するようお願いする。

### 4 伐採の制限

(1) 法第7条第1項の規定により，特別母樹等の所有者等は，農林水産大臣の許可を受けた場合にはこれらの樹木を伐採できるとされているが，次のような場合には，特別母樹等の指定の目的を阻害するおそれがないものとして伐採を許可する方針であるので御了知願いたい。

ア 倒木又は枯死木を伐採する場合

イ 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合

ウ 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項又は第5条第1項の命令に基づき伐採する場合を除く。）

エ 林齢及び成育状況からみて立木密度が高くそのため結実量低下が顕著な特別母樹林について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合

(2) 法第7条の規定により指定採取源の伐採が行われた場合には，遅滞なく，現地の確認を行い，残存指定採取源の現況の把握に努めるようお願いする。

### 5 特別母樹等についての損失補償

特別母樹等についての損失補償については，別途通知する。

### 6 指定の解除

(1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し，若しくは使用することができることとされている事業の用又はこれに準ずる用に供するために必要な場合には，法第9条第2項に規定する公益上の理由により必要が生じたものとして指定採取源の指定を解除することができるが，この場合においても，指定採取源が優良種苗の確保を図る目的で指定された重要性に鑑み必要最小限のものに限り解除するようお願いする。

(2) 育種母樹，普通母樹等の指定を解除したことにより都道府県における今後の造林

の推進に必要な種穂の量に不足を生じるおそれのある場合には、その不足量を採取し得る樹木又はその集団を育種母樹、普通母樹等に指定するようお願いする。

#### 第4 生産事業者の登録について

##### 1 趣旨

本法において登録制度が採用された理由は、種苗生産事業の適切な運営を確保するとともに、採取源制度及び表示制度の実効を期するために、第一に種苗の生産流通等に関する必要な知識を修得させること、第二に適正な生産配布活動を行っている生産事業者を都道府県知事が確認し、公表すること、第三に特に悪質な生産事業者について営業活動を停止させることができるような登録制度を設ける必要があるためである。

##### 2 講習会

- (1) 講習会を開催しようとするときは、令第3条の規定により、開催予定日の20日前までに開催の日時、場所等を公告することとなっているが、開催予定日を定めるに当たっては、種苗生産関係者の大部分が農業との兼業者である実態に鑑み、できるだけ農繁期を避けるよう配慮し、その周知徹底方については、公報及び掲示板に掲載するほか、広く都道府県及び市町村の広報機関を活用するとともに、林業関係団体等にも通知してその協力を求めるようお願いする。
- (2) 講習会において講習すべき事項及びその講習時間は、令第4条第1項に定めるとおりであるが、その講習方法については、別紙「講習要目」に準拠して行うようお願いする。

##### 3 生産事業者登録簿

- (1) 令第2条の生産事業者登録簿は、種苗の取引の相手方その他の第三者から閲覧の希望があったときは、自由に閲覧できるよう配慮をお願いする。
- (2) 生産事業者から法第13条第1項又は第3項の規定により生産事業者登録簿の登載事項に変更があった旨の届出があったときは、遅滞なく、生産事業者登録簿の訂正を行い、法第14条第1項の規定により登録が失効したとき又は法第15条第1項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、生産事業者登録簿の当該生産事業者に係る登載事項を抹消するようお願いする。

##### 4 登録の取消し

法第15条第1項の規定による登録の取消しは、生産事業者の行う生産事業の全面禁止を伴う極めて厳しい行政処分であり、一方、法第19条の規定による必要な表示の是正や法第29条の規定による配布の制限又は禁止等の措置により本法の目指す法益を守ることにも可能な場合がある。したがって、都道府県知事が登録の取消しをしようとするときは、個々の具体的事例に応じ、その必要性の判断に慎重を期すとともに、取消し事由についての立証ができるように証拠の保全等に留意するようお願いする。

##### 5 その他

- (1) 本法における登録制度は、登録の有効期間を設けないことから、特に生産事業者の実態の把握及びその指導に十分留意するようお願いする。

- (2) 生産事業者の登録に関する事務は、当該生産事業者の住所地を管轄する都道府県知事が行うこととなるが、生産事業者の生産配布活動が他の都道府県の区域に及ぶ場合には、関係都道府県知事間で十分な通報、連絡を行うことによりその活動の全体を把握し、その指揮監督を行うようお願いする。

## 第5 配布事業者の届出について

### 1 生産事業との兼業

生産事業者が自らの生産に係る種苗のほかに他の者の生産に係る種苗をあわせ配布する場合には、生産事業者の登録を受けるほか、法第17条第1項の届出を行うことを要することとなるので、この旨周知するようお願いする。

### 2 その他

配布事業者の届出や届出事項の変更の届出等に関する事務は当該配布事業者の住所地を管轄する都道府県知事が行うこととなるが、配布事業者の配布活動が他の都道府県に及ぶ場合には関係都道府県知事間で十分な通報連絡を行うことにより、その事業活動の全体を把握し、その指導監督を行うようお願いする。

## 第6 表示制度について

### 1 趣旨

林業種苗の特性として種苗の外観等からは産地、系統等の判別が困難であるため、造林地の環境条件に適合した産地、系統等の明らかな優良種苗の供給を確保することを目的として配布用種苗について産地その他必要事項の表示を義務づけることとしたものである。したがって、本制度はとくに造林者の理解をもってはじめてその目的を達成し得るものであるので、生産事業者及び配布事業者に対してはもちろん、造林者及びその関係団体等にも十分その趣旨の徹底が図られるようお願いする。

### 2 表示書を交付することができる場合

法第18条第1項及び同条第2項の規定により生産事業者が、その採取又は育成に係る種苗を配布するとき及び配布事業者が種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき又は生産事業者表示票の添付されていない種苗を配布するときは、当該種苗の容器又は包装の外部に表示票を添付しなければならないこととされているが、この例外として、これらの者が表示票を添付せずに表示書を交付して種苗を配布することができる場合は、規則第17条及び規則第20条に定められている。これらの規定が設けられた趣旨は、これらの場合においては、当該種苗の産地、系統等が不明確になるおそれがないことから特に表示票を添付せずに種苗を配布することを認めたものであるので、関係団体等を通じ、その趣旨を周知させ、これらの規定について特に厳格な運用が行われるよう指導をお願いする。

### 3 表示票に記載できる事項

- (1) 法第18条第3項の規定により表示票に記載することができる事項については、同条第1項及び第2項の規定により記載しなければならない事項を記載した余白に記

載することとなるが、これらの事項の記載順序、配列等が不統一になることは好ましくないので、できるだけ統一するよう関係団体等を指導するようお願いする。

- (2) 規則第21条で定めている表示票に記載することができる事項のうち、種苗の銘柄、苗木の根元径及び苗長についての規格についてはできるだけ統一されるよう指導願いたい。また、同条第5号の規定により都道府県知事が種苗につき特に定めている名称、略号等を表示票に記載することができることとされているが、これは従来一部の都道府県において、「需給苗」、「確認苗」等の表示事項を用いていることを考慮し、特に都道府県知事が定めているものに限って表示票に記載できることとしたものであるので、御了知願いたい。さらに、同条第7号の規定により、増殖した特定母樹から採取された種穂であるかどうかの別等を記載できることとされているが、これは生産事業者や造林者等がこれらの種苗を容易に識別できるようにし、これらの種苗の一層の普及を図ろうとするものであるので、生産事業者及び配布事業者に対し適切に指導願いたい。このほか、同条第8号の規定により、造林者が多様な情報媒体で種苗の情報を入手できるようウェブサイトのアドレスを記載できることとしているので、積極的に表示が行われるよう周知をお願いする。

#### 第7 証明制度について

法第20条の規定による証明は、種穂が指定採取源から採取されたこと又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたことについての事実を確認することを内容とするものであって、それらの種苗が造林の用に供された場合に優良な生育を示すことについてまで直接に保証しようとするものではない。このことは種苗生産者、造林者等に誤解を招きやすい点であるので十分趣旨の徹底を図るようお願いする。

#### 第8 種穂の採取についての努力義務について

法第22条において、生産事業者は種穂を採取するときは指定採取源から採取するように努めなければならないものとされているが、この規定は指定採取源以外からの種穂の採取を禁止することを内容とするものではない。このように指定採取源からの種穂の採取について努力義務を課すにとどめたのは、指定採取源以外からの採取を禁止することは取締上その完全な実効を期しがたいこと、法第23条により劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木又はその集団からの採取を禁止することができることとなっていること、表示制度の徹底に伴い造林者側からの選好によって指定採取源以外からの採取は少なくなっていくものと考えられること等の理由によるものである。しかし、造林者側の選好を期待するまでには、なお相当の期間が必要と思われるので、生産事業者に対し指定採取源から種穂を採取するように積極的に指導するようお願いする。

#### 第9 種子の採取時期の指定について

法第23条の規定により都道府県知事は種穂を採取すべき時期を指定することができることとなっているが、この場合における種子を採取すべき時期の指定は、規則第27条に定めている範囲内で、都道府県の管内において気候条件等が著しく異なる地域がある場合にはこれらの地域ごとに時期を定める等実態に即して行うようお願いする。

## 第10 種苗の配布区域の指定について

法第24条の規定による種苗の配布区域については、気候、土壌条件、造林成績等を踏まえて行っているものであるが、物流網の発達等により遠隔地の種苗の入手も容易となっていることから、配布区域以外の区域を受取地とする種苗の配布が行われないう、周知をお願いします。また、当該規定は、配布区域内の都道府県間の種苗の流通を妨げるものではないので、種苗の生産、流通等に関し、他の都道府県と連携を図るようお願いする。

## 第11 帳簿の備付けについて

種苗の取引を公正明朗化し、生産事業者等に対する配布用種苗についての表示の義務づけ、配布区域の制限、証明のための確認等の制度の実施を確実にするため、法第26条の規定により生産事業者及び配布事業者は帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、これに所定の事項を記載しなければならないこととされたが、生産事業者及び配布事業者の大部分がこのような事務に不慣れであり、帳簿の記載に当たって不備な点が多いものと予想されるので、特段の指導をお願いします。

## 第12 国及び都道府県の援助について

法第30条は、優良な種苗の供給の確保及びその普及についての行政庁の姿勢を示したものであるが、種苗の生産、流通等の実態からみて、本法で規定する諸制度の実施とあわせて、従来国及び都道府県が行っている需給情報の共有その他優良種苗確保のための施策をさらに強力に推進することが必要と考えられるので、各都道府県においてもこれらの措置の拡充強化を図るようお願いする。

## 別 紙

### 講 習 要 目

#### 1 種苗に関する法令

##### (1) 要目

林業種苗法、同法施行令、同法施行規則、森林法並びに種苗の生産、流通等に関する都道府県の条例及び規則

##### (2) 指導要領

法令の説明に当たっては、努めて平易に実例をあげて行うこと。特に、林業種苗法令については、造林事業の実施状況等これを制定するに至った背景を説明することによりその趣旨の徹底を図ること。

#### 2 種苗の産地及び系統に関する事項

##### (1) 要目

種苗の産地及び系統の意義、林木育種の体系並びに産地及び系統の区分及びその判別方法

##### (2) 指導要領

樹木の繁殖方法からくる遺伝の特性を図解して説明することにより種苗の産地及

び系統の意義並びに林木育種体系の特徴を明らかにするとともに種苗の産地及び系統並びに育種種苗が林業に与える影響を講習すること。また、産地及び系統の区分並びにその判別方法については、その地方の主要母樹、在来系統、育種種苗等を例示して講習すること。

### 3 種苗の生産技術に関する事項

#### (1) 要目

種穂の採取及び貯蔵並びに苗木の育成の方法

#### (2) 指導要領

その地域の気候、土壌条件等からみて適当と思われる種穂の採取及び貯蔵の方法並びに苗木の病害虫の早期発見とその防除、肥培管理等の方法について具体的に説明すること。